

外注費と給与

外注費を給与と税務当局が認定することがあります。一人親方の外注費をどのように捉えるかという問題です。争訟事例も散見されます。

税金への影響

外注費としていたものが、給与であるとなった場合、消費税と源泉所得税に関する取扱いが異なることとなります。外注費の場合には、課税仕入れとなり、支払う消費税は、納める消費税から控除することになりますが、給与となった場合には不課税仕入れとなり、控除し過ぎた消費税の追加納付が必要となります。更に、給与支払額に応じた源泉所得税の徴収が必要となり、ダブルで課税が生じることとなります。また、社会保険料の支払いも生じることとなります。1人当たりの給与額から生じる消費税額と源泉税額が複数年度ともなると、金額も相当な額になることもあり、さらに、消費税の過少申告、源泉所得税の無申告となり、加算税・延滞税が上乘せされることとなります。

判例の立場

業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得と給与所得のいずれに該当するかを判断するに当たっては、判断の一応の基準として、
 ・事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性及び有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得

・給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付と、しています。

給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的又は時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならないとしています。

課税庁が主張する実務上の判定方法

次に掲げる事項等を総合考慮して判定すべきであるとしています。

判定項目	給与	事業
契約の内容が他人の代替を容認するか。	NO	YES
仕事の遂行に当たり、個々の作業について指揮監督を受けるかどうか。	YES	NO
引渡しを終わっていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等において、その者が権利として報酬の請求をすることができるかどうか。	YES	NO
材料が提供されているかどうか。	YES	NO
作業用具を供与されているかどうか。	YES	NO

その他の判定事項の例としては、以下のものが考慮されています。

要件	給与	事業
労働基準法の適用を受けるか。	YES	NO
通勤手当の支給を受けているか。	YES	NO
時間外(残業)手当、賞与の制度はあるか。	YES	NO
ユニフォーム、制服等が支給(貸与)されているか。	YES	NO
名刺、名札、名簿等において支払者に帰属しているようになっているか。	YES	NO
その業務に係る材料等の在庫を自己で保管しているか。	NO	YES
報酬について、値引き、値上げ等の判断を行うことができるか。	NO	YES
その対価の支払者以外の顧客を有しているか。	NO	YES
その対価の支払者以外の者からの受注を受けることが禁止されているか。	YES	NO
使用人を有している者であるか。	NO	YES
業務に当たって、支払者側のマニュアルに従うこととされているか。	YES	NO
業務の遂行の手順、方法などの判断は本人が行うか。	NO	YES
本来の請負業務のほか、支払者の依頼・命令により、他の業務を行うことがあるか。	YES	NO
勤務時間の指定はあるか。	YES	NO
旅費、交通費を会社が負担しているか。	YES	NO
遅刻、無断欠勤の場合、それに見合う報酬が支払われないほか罰金(報酬の減額)があるか。	NO	YES
その対価に係る請求書等の作成がされているか。	NO	YES

以上